

【2019年1月23日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第168号 ■

---

---

## 目次

---

### 【トピックス】

1. 「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入のポイントについて解説するセミナーを、大阪、東京、愛知で2月に開催します（参加無料）
2. 「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！（参加無料）  
～全国47都道府県で開催します～
3. 労働法教育シンポジウムー「若者の『働き方』と労働法教育」を考えるーを2月に京都で開催します！（参加無料）
4. 新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？  
～労働に関するセミナーや専門家が個別訪問・支援を行います（無料）～
5. 「自営型テレワーク活用セミナー」を2月に東京で開催！（参加無料）  
～「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の説明をします～
6. 「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しました！

---

【トピック1】「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入のポイントについて解説するセミナーを、大阪、東京、愛知で2月に開催します（参加無料）

---

厚生労働省は、「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入にあたって、知っておくべき知識・ポイントを解説するセミナーを、大阪、東京、愛知で2月に開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは、制度導入でつまづきやすいポイントについて、個人ワーク形式の演習・解説を通じてノウハウを紹介しますので、円滑な法対応だけでなく、多様な働き方の促進や人材の確保・定着にも活用できます。人事労務ご担当者や経営者の方をはじめ、社会保険労務士等の専門家の方、来年度に向けて制度導入を検討中の皆さま！ぜひご参加ください。

なお、「無期転換ルール」や「多様な正社員」制度に関心のある方であれば、どなたでも参加できます。

■無期転換ルールとは

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて契約期間が通算5年を超えたときに、有期契約労働者からの申し込みによって、無期労働契約に転換されるルールのことです。

■多様な正社員とは

「多様な正社員」とは、いわゆる正社員と比べ、職務内容や勤務地、勤務時間などに限定がある社員のことで、限定正社員やジョブ型正社員とも呼ばれます。

【開催日程】

大阪 2月20日（木）13：00～15：00

グランフロント大阪タワーA36F PwC コンサルティング合同会社  
（大阪府大阪市北区大深町4 - 20）

東京 2月21日（金）10：00～12：00

丸の内パークビルディング 21階 PwC コンサルティング合同会社  
（東京都千代田区丸の内2-6-1）

名古屋 2月28日（金）13：00～15：00

JR セントラルタワーズ 38F PwC コンサルティング合同会社  
（愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4）

【申し込み方法など詳細はこちら】

平成31年度「無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」

<https://www.mukitenkan.jp/seminar2020>

【お問い合わせ】

厚生労働省「無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

電話 03（6869）5037 ※受付時間 10:00～17:00（月～金）

E-mail [consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp](mailto:consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp)

---

【トピック2】「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！（参加無料）

～全国 47 都道府県で開催します～

---

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働くための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

なお、セミナーには、どなたでも無料で参加できますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

**【開催地域】**

全国 47 都道府県

※詳細はホームページをご覧ください。

**【セミナー時間】**

- ・ 受付 12:00～13:00
- ・ セミナー 13:00～15:45
- ・ 個別相談 15:45～16:45

**【申し込み方法】**

WEB <http://労働契約等解説セミナー.site/>

FAX 075 (741) 7862

※下記「お問い合わせ」にお電話いただければ、申込用紙をお送りします。

**【お問い合わせ】**

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2019」事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話 075 (741) 7862 ※受付時間 9:00～18:00（月～金）

※その他、「中小零細規模企業向けセミナー」、「労働者向けセミナー」への講師の無料派遣も受け付けています！（詳しい内容は、労働契約等解説セミナーホームページをご確認ください。）

---

【トピック3】労働法教育シンポジウム—「若者の『働き方』と労働法教育」を考える— を2月に京都で開催します！（参加無料）

---

厚生労働省は、労働法教育シンポジウム「若者の『働き方』と労働法教育」を考える、を2月29日（土）に京都で開催します。【事前申込制・参加無料】

このシンポジウムは、高校生や大学生、社会に出てまだ間もない若い人たちが自分の職業キャリアやライフスタイルを築き上げていこうとする時期に、今の時代の働き方とはどうあるべきか、そして労働法を理解し、適切な知識を学び、皆さんが働く環境の中でそれらを主体的に活かしていくにはどうすればいいのかを考えるシンポジウムです。ご関心のある方は、どなたでもぜひご参加ください。

【申し込みなど詳細はこちら】

株式会社東京リーガルマインド（委託運営）

<https://public.lec-jp.com/teachroudou-kyouto/>

---

【トピック4】新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？～労働に関するセミナーや専門家が個別訪問・支援を行います（無料）～

---

厚生労働省では、5年以内に起業、分社、異業種への進出、初めて人を雇用するなどした事業主の方を対象に、労働関係法令や労務管理の実務について学べるセミナーや個別訪問・支援を行っています。【事前申込制・無料】

【セミナー内容】

セミナーでは、労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールに加え、昨年4月から始まった働き方改革に関する新たなルールについても分かりやすく説明します。参加者には、「やさしく分かりやすく」編集したテキストなどを無料で配布し、社会保険労務士などの労働法の専門家がその内容について丁寧に解説します。なお、セミナー開催地などの詳細は、決定次第順次下記ホームページに掲載します。

【個別訪問・支援】

希望される事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個

別に事業場を訪問し、全国の事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを無料で行います。

労働トラブルを防ぐためには、労働関係法令の内容を理解し、ルールに沿った労務管理を行うことが大切です。セミナーと個別訪問・支援を活用し、トラブルを未然に防ぎ、働く人が集まり、定着するような職場環境を整えましょう！

最新の情報は、以下のウェブサイトに掲載しています。皆さまのお申し込みをお待ちしています。

**【お申込など詳細はこちら】**

ランゲート株式会社（委託先）

京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 F

電話 075 (741) 7862 ※受付時間 9:00~18:00 (月~金)

<http://www.langate.co.jp/shinki-kigyou/index.html>

---

**【トピック5】「自営型テレワーク活用セミナー」を2月に東京で開催！（参加無料）～「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の説明をします～**

---

厚生労働省は、多様な働き方のひとつである自営型テレワークを活用する発注者等が業務を円滑に進められるように、「自営型テレワーク活用セミナー」を開催しています。2月7日に東京で開催します。【事前申込制・参加無料】

このセミナーは、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者・仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し、円滑に業務を進められることを目的としています。会社に直接雇用されることなく、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方や、そのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けて詳しく説明します。

自営型テレワークを活用する発注者・仲介事業者や、自営型テレワーカー、自営型テレワークという働き方に興味のある方など、ぜひご参加ください。

**【開催日時・場所】**

2月7日（金） 14:00～16:00 ※開場 13:30  
全水道会館 5階中会議室（東京都文京区本郷1-4-1）

【申し込み方法など詳細はこちら】

自営型テレワークに関する総合支援サイト

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/20200207.html>

---

【トピック6】「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しました！

---

厚生労働省は、テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業やテレワークに関心のある方に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しました。

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークの活用によって、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。厚生労働省は、今後この「テレワーク総合ポータルサイト」を通して、テレワークの導入・活用に向けた一層の支援を行います。

【主な掲載情報】

- ・ テレワーク全般に関する情報
- ・ テレワークに関する相談窓口
- ・ 助成金など、導入にあたって利用できる制度
- ・ テレワークに関連する資料
- ・ セミナーやイベント情報
- ・ 企業の導入事例紹介 など

■ テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/>

---

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲▲

---

★配信停止の手続き [https://mhlw.lisaplusk.jp/stop\\_form.php](https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php)

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」  
へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-